

1 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施 を確保するための基本的な指針(案)について

平成26年7月28日(月)
全国介護保険担当課長会議資料より
厚生労働省老健局

介護保険事業（支援）計画について

保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条、18.3.31告示314）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

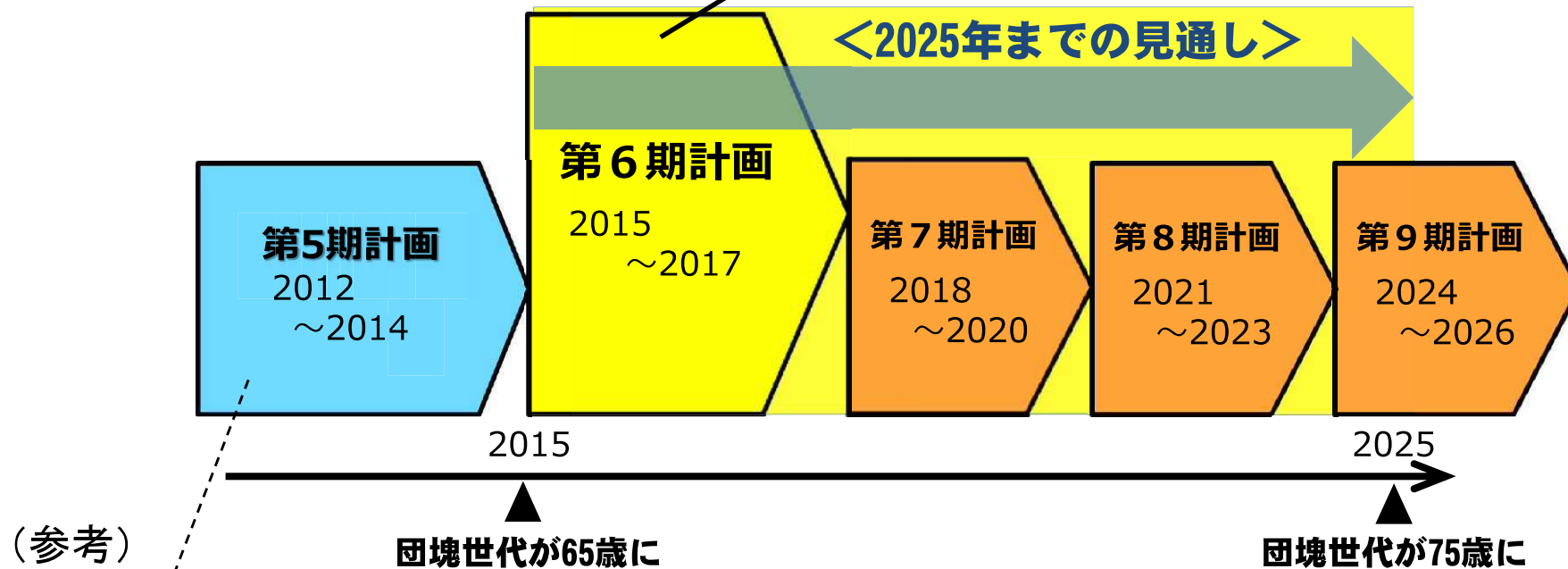
- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

2025年を見据えた介護保険事業計画の策定

- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくもの。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

第6期計画のポイント（市町村）

①2025年のサービス水準等の推計

各保険者は計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画に記載する。

推計に当たっては、各保険者におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025（平成37）年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行うこと。

②在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって各保険者として方向性を提示する。

その際には、75歳以上高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要。

③生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取組を記載する。

平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、コーディネータの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めることを期待。

④医療・介護連携・認知症施策の推進

新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など各市町村の第6期における取組方針と施策を示す。第6期期間中に取組可能な市町村から順次具体的に実施。

⑤住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。

第6期計画のポイント（都道府県）

①医療・介護連携等の市町村支援

市町村の地域支援事業に新たに医療・介護連携等が位置付けられるが、在宅医療体制の整備や医療・介護連携に向けた取組などはこれまで市町村になじみがないことから、都道府県がより広域的な立場から行う市町村への後方支援・広域調整の具体的取組を明確に示す。

②2025年の人材推計

今後更にサービス量の増大が見込まれる2025年に向けて介護人材の確保と資質の向上を図ることが必要であることから、市町村のサービス量見込を踏まえて、各都道府県の計画期間中・2025年の介護人材等の必要量を推計する。併せて、その結果必要となる介護人材の確保・育成のための具体的取組を示す。

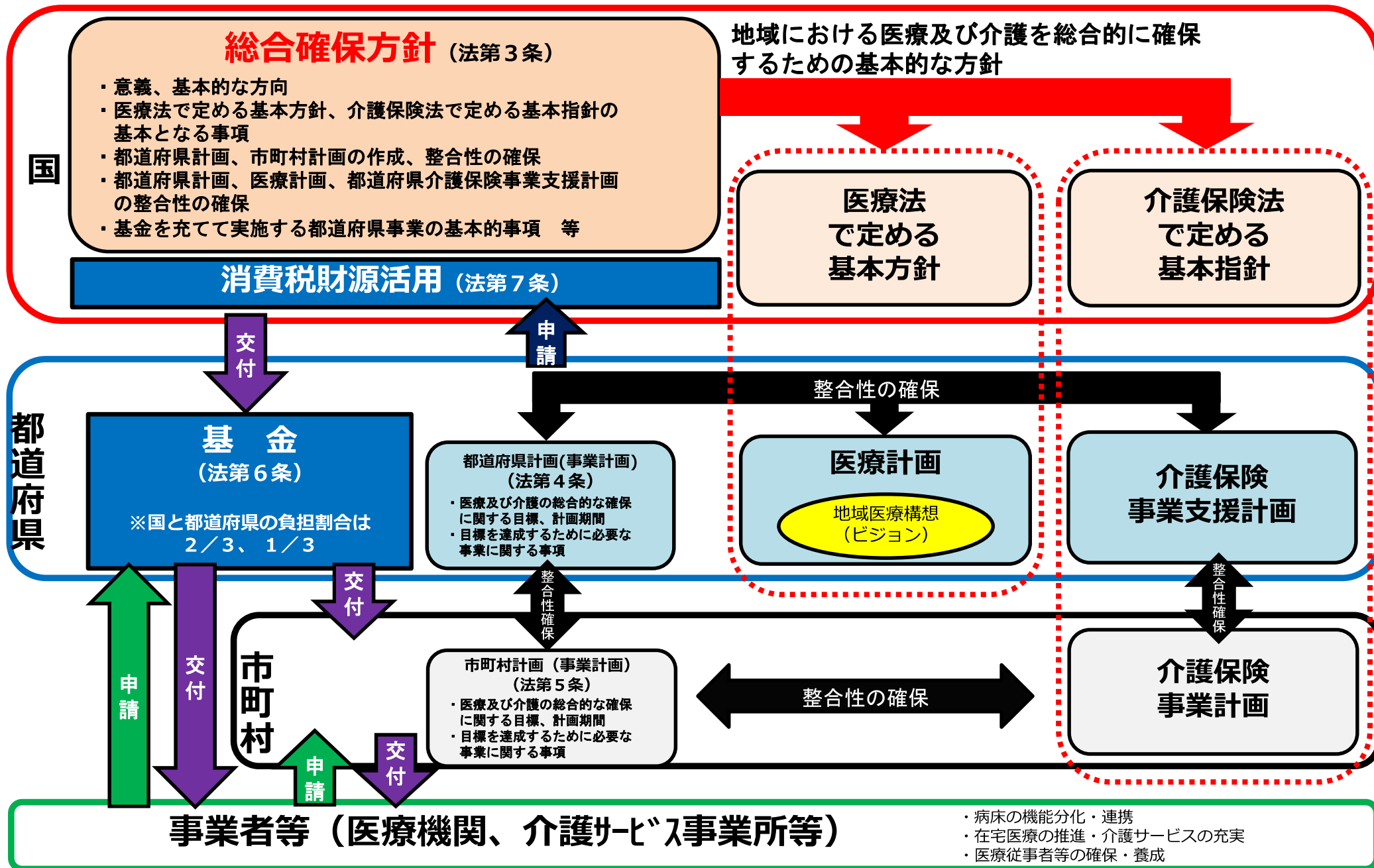
③医療計画との整合性

高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るために、都道府県が策定する医療計画と介護保険事業支援計画を一体的に強い整合性を持った形で策定することを踏まえ、今後策定される地域医療構想の指針を見ながら医療計画との連携の密度を高めていく。

④高齢者居住安定確保計画との調和

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などのサービスが提供される前提となる住まいに関して、市町村介護保険事業計画を踏まえた供給目標や取組を示す。その際には公営住宅、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等）の整備活用が重要。そのため、都道府県の住宅関係の計画担当部局、市町村の介護保険部局及び住宅担当部局との連携を図る。

地域における医療及び介護を総合的に確保するための仕組み



※ 法：地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

第6期 介護保険事業（支援）計画 基本指針（案）の構成

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 1 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 2 在宅医療の充実及び在宅医療と介護との連携による継続的な支援体制の整備
- 3 介護予防の推進
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保

二 認知症施策の推進

三 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標

四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

六 介護サービス情報の公表

七 介護給付等に要する費用の適正化

八 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化
- 2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標
- 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 4 要介護者等地域の実態の把握
- 5 日常生活圏域の設定
- 6 他の計画との関係
- 7 その他

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

- 1 日常生活圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 各年度における地域支援事業の量の見込み

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

- (一)在宅医療・介護連携の推進
- (二)認知症施策の推進
- (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (四)高齢者の居住安定に係る施策との連携

- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 6 市町村独自事業に関する事項
- 7 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
- 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化
- 2 平成三十七年度の推計及び第六期の目標
- 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備
- 4 要介護者等の実態把握
- 5 老人福祉圏域の設定
- 6 他の計画との関係
- 7 その他

二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項

- 1 老人福祉圏域
- 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 3 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
- 4 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項

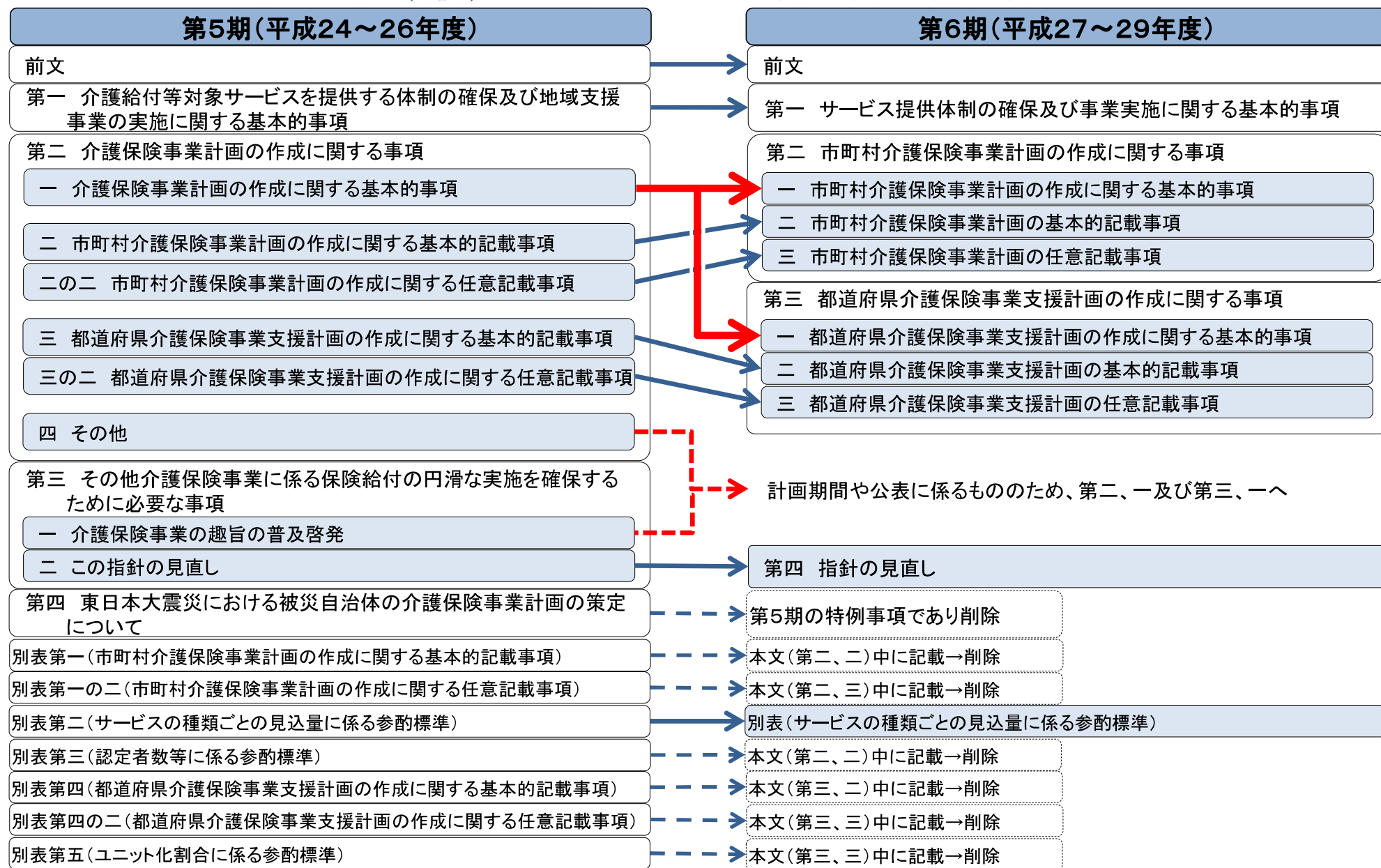
- (一)在宅医療・介護連携の推進
- (二)認知症施策の推進
- (三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- (四)介護予防の推進
- (五)高齢者の居住安定に係る施策との連携

- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
- 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 5 介護サービス情報の公表に関する事項
- 6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
- 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

第四 指針の見直し

別表

基本指針（案）の構成に係る第5期と第6期との対比



第6期介護保険事業(支援)計画の主な内容

介護保険事業計画(市町村)	介護保険事業支援計画(都道府県)
○ 市町村介護保険事業計画の基本理念等	○ 都道府県介護保険事業支援計画の基本理念等
○ 2025年度(平成37年度)の推計及び第6期の目標	○ 2025年度(平成37年度)の推計及び第6期の目標
○ 介護給付等対象サービスの現状等	○ 介護給付等対象サービスの現状等
○ 計画の達成状況の点検・評価	○ 計画の達成状況の点検・評価
● 日常生活圏域の設定	● 老人福祉圏域の設定
● 各年度の日常生活圏域ごとの必要利用定員総数の設定 認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設	● 各年度の老人福祉圏域ごとの必要入所(利用)定員総数の設定 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設(介護専用型以外の特定施設(混合型特定施設)についても、必要利用定員総数の設定は可)
● 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量	● 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量
● 各年度の地域支援事業の見込量	
○ 地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項 ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ④高齢者の居住安定に係る施策との連携	○ 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項 ①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 ④介護予防の推進 ⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携
○ 各年度の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保方策	○ 施設における生活環境の改善に関する事項
○ 各年度の地域支援事業に要する費用の額とその見込量の確保方策	○ 人材の確保及び資質の向上に関する事項
○ 介護サービス情報の公表に関する事項	○ 介護サービス情報の公表に関する事項
○ 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	○ 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

※ ●は必須記載事項(基本的記載事項)である。 ※「各年度」とは、平成27年度、平成28年度及び平成29年度のことである。

※ 保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画(医療計画、地域福祉計画、高齢者居住安定確保計画等)との調和等の規定がある。

基本的な指針（案）の概要～基本事項

1)地域包括ケアシステムの基本理念

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努める。

介護給付等対象サービスの充実・強化

地域における継続的な支援体制の整備を図る。その際、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者の増加等を踏まえサービスを検討する。

在宅医療の充実及び在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の整備

住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で連携を図ることのできる体制を整備する。

介護予防の推進

高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。

日常生活支援を支援する体制の整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備するため、市町村が中心となって事業主体の支援・協働体制の充実・強化を進める。

高齢者の住まいの安定的な確保

住まいは保健・医療・介護などのサービスが提供される前提であり、高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保する。

2)認知症施策の推進

今後増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症ケアパスを確立しながら、早期診断・対応等本人・家族への支援を実施する体制を構築する。

3)2025年を見据えた目標

- ・2025年度までの間に各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標とする。
- ・地域包括ケア計画として、各計画期間を通じて段階的に構築。

4)地域づくり

- ・多様な職種や機関との連携協働による地域包括ネットワークの構築。
- ・市町村を中心として地域の関係者で課題を共有・資源開発・政策形成。
- ・世代を超えて支え合う地域づくりを推進。

5)人材の確保及び資質の向上

- ・地域包括システムを支える人材を安定的に確保する取組が重要。
- ・広域的な立場から都道府県は2025年を見据えた総合的な取組を推進。
- ・多様な人材の参入促進、資質の向上、雇用環境の改善を一体的に推進。
- ・市町村においても支え手の育成・養成等を推進。

8)市町村・都道府県の連携

- ・近隣市町村と連携した地域包括ケアシステムの構築。
- ・都道府県による市町村への支援。
- ・連携した事業者への指導監督等。

利用者の選択

6)介護サービスの情報の公表

制度の信頼性

7)介護給付等に要する費用の適正化

基本的な指針（案）の概要～市町村介護保険事業計画の記載事項

<総論Ⅰ>

基本理念・達成しようとする目的・地域の特徴

地域包括ケアシステムの基本理念や認知症施策の推進の趣旨に沿うものとする。

計画期間・他の計画との関係

（第6期は平成27年度から29年度。）

- ・介護に関する施策を居住等に関する施策と連携して推進することが重要。
- ・都道府県との協議により、実情に応じた高齢者向け住まいの供給目標を都道府県の高齢者居住安定確保計画に反映させることも可能。

計画作成のための体制の整備

（関係部局の連携、計画作成委員会等の開催、被保険者の意見の反映、都道府県との連携。）

- ・地域包括ケアシステム構築には庁内一丸の取組が必要。
- ・庁内横断的なプロジェクトチームの設置なども考えられる。

公表と普及啓発、達成状況の点検評価

<総論Ⅱ（現状の評価・今後の見通し）>

高齢者（被保険者）の現状と見込み

（人口・被保険者数・要介護者数の見込み。）

保険給付の実績把握と分析

- ・介護保険事業状況報告、地域包括ケア「見える化」システムなどを活用して、保険給付の動向・特徴を分析、把握。
- ・日常生活圏域ニーズ調査の実施とその反映。
- ・地域ケア会議を活用した課題把握と支援策。

日常生活圏域とその状況

（地域包括ケアシステムを構築する区域。中学校区単位等。）

平成37年度の推計と第6期の目標

- ・介護サービス・地域支援事業の量・費用や保険料の中長期的な推計を行って、計画に示す。
- ・中長期推計を見て第六期の保険料を定め、段階的な充実の方針と第六期の位置づけを定める。

＜各論（計画期間中の取組）＞

地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項

①在宅医療・介護連携の推進

市町村が主体となって地域医師会等の協力を得つつ、在宅医療・介護連携のための体制を充実させる。

②認知症施策の推進

認知症高齢者を地域で支えるため、必要な早期診断等を行う医療機関等の状況を示すとともに、取組の具体的な計画を定める。

③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ・高齢単身・夫婦のみ世帯など支援を必要とする高齢者が増加。
- ・コーディネーターを活用し、多様な主体による生活支援サービスの充実を目指す。
- ・元気な高齢者が担い手として活躍することも期待。

④高齢者の居住安定に係る施策との連携

- ・住まいの提供と住まいでの生活支援サービスは保健・医療・介護サービスの前提。
- ・必要に応じ高齢者向けの賃貸住宅や老人ホームの供給目標を定める。
- ・養護老人ホームや軽費老人ホームも活用。

各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

（入所・居住系サービス、在宅サービス、予防給付サービス）

- ・各年度におけるサービス量の見込みと地域密着型サービスの必要入所（利用）定員総数を定める。
- ・特別養護老人ホームについては、入所申込者のうち、真に入所が必要と判断される者の状況も踏まえる。

各年度における地域支援事業の量の見込み

（総合事業、包括的支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業については、第6期期間中に予防給付等対象サービスのうち訪問介護・通所介護が同事業に移行することに留意して見込む。

総合事業：ガイドラインを参考にしながら、既存のサービスである専門的なサービスから住民主体の支援まで多様なサービスの量を見込む。

各年度における介護給付等対象サービスの確保方策

（地域密着サービスの事業者指定への関係者の意見の反映、公募による事業者指定、報酬の独自設定）

各年度における地域支援事業の確保方策

（NPO、ボランティア、地縁組織等の活動支援、介護予防の達成状況の点検評価、総合事業の実施状況の調査分析評価）

介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供

- ・介護給付等対象サービス: ケアマネ等との連携
- ・総合事業
- ・地域包括支援センターの設置及び適切な運営

介護サービス事業や総合事業等を行う者の情報提供のための体制整備、連携の確保に関する事項を定める。

地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表

地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容について、介護サービス情報公表システムを活用して、積極的に情報発信。

市町村独自事業に関する事項

介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

国の指針を踏まえ、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」の主要5事業や介護給付の適正化に資する事業内容を定める。

療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

指定介護療養型医療施設については、引き続き、老人保健施設等への転換を推進しつつ、平成29年度末まで転換期限を延長していることに留意する。

基本的な指針（案）の概要～都道府県介護保険事業支援計画の記載事項

<総論Ⅰ>

基本理念、達成しようとする目的、地域の特徴

地域包括ケアシステムの基本理念や認知症施策の推進のために市町村への支援内容を明確なものとする。

計画期間、他の計画との関係

（第6期は平成27年度から29年度。）

- ・今後策定される地域医療構想も視野に、介護サービスも含めた地域ケア体制を計画的に整備することが重要。
- ・高齢者向け住まいの供給目標について、市町村から求めがあった場合には、地域の実情に応じた市町村別に高齢者居住安定確保計画との調和を検討する。

計画作成のための体制の整備

（関係部局の連携、計画作成委員会等の開催、被保険者の意見の反映、市町村との連携。）

- ・関係部局との連携体制の整備、問題意識の共有が必要。
- ・施設の整備等に関する広域的調整を図るため、市町村との意見交換を行う。

公表と普及啓発、達成状況の点検評価

<総論Ⅱ（現状の評価・今後の見通し）>

高齢者（被保険者）の現状と見込み

（人口・被保険者数・要介護者数の見込み。）

保険給付の現状実績と分析

- ・介護保険事業状況報告、地域包括ケア「見える化」システムなどを活用して、管内市町村の保険給付の動向・特徴を分析、把握。

老人福祉圏域とその状況

（保健、医療、福祉サービスの連携を図るため、二次医療圏と一致させることが望ましい。）

平成37年度の推計と第6期の目標

- 都道府県全域及び老人福祉圏域ごとに必要となる介護サービス及び都道府県の介護人材の需給の中長期的な推計を行って、計画に示す。
- ・中長期推計を見て、介護人材等の確保に向けた取組を定めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた第六期の具体的な施策を定める。

<各論（計画期間中の取組）>

地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項

①在宅医療・介護連携の推進

市町村と連携して在宅医療提供体制の基盤整備を推進するとともに、医療関係者等との広域的な連携調整等の市町村への支援策を定める。

②認知症施策の推進

認知症高齢者を地域で支えるため、必要な早期診断等を行う医療機関の整備や認知症対応力向上のための研修の実施等の市町村への支援策を定める。

③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

市町村と連携して、広域的な視点からコーディネーターの養成、NPO・ボランティアの研修等について市町村の取組への支援策を定める。

④介護予防の推進

- ・都道府県の衛生部門と連携した取組が必要。
- ・市町村の介護予防の取組や評価、従事する者の人材育成等について市町村の取組への支援策を定める。

⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携

- ・住まいの提供と住まいでの生活支援サービスは保健・医療・介護サービスの前提。
- ・必要に応じて高齢者向け住まいの賃貸住宅や老人ホームの供給目標を定める。
- ・養護老人ホームや軽費老人ホームも活用。

各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

入所・居住系サービス、在宅サービス、予防給付サービス、施設サービス

- ・各年度におけるサービス量の見込みと介護保険施設等の必要入所（利用）定員総数を定める。
- ・大都市部において、他の老人福祉圏域との間で特別養護老人ホームの必要入所定員総数の調整を行った場合には、都道府県の計画に定め、調整の考え方を示す。

施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

ユニット型の目標

地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項

福祉人材確保指針などを参考に「新規参入の促進」、「潜在的人材の復職、再就職支援」、「離職防止・定着促進」のための方策を定める。

介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供

- ・高齢単身・夫婦のみ世帯など支援を必要とする高齢者が増加。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスの整備が進むように支援策を定める。

介護サービスの情報の公表に関する事項

各事業所における雇用管理の取組を推進するため、現行の従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業所が円滑に情報発信できるように積極的な取組を行う。

介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

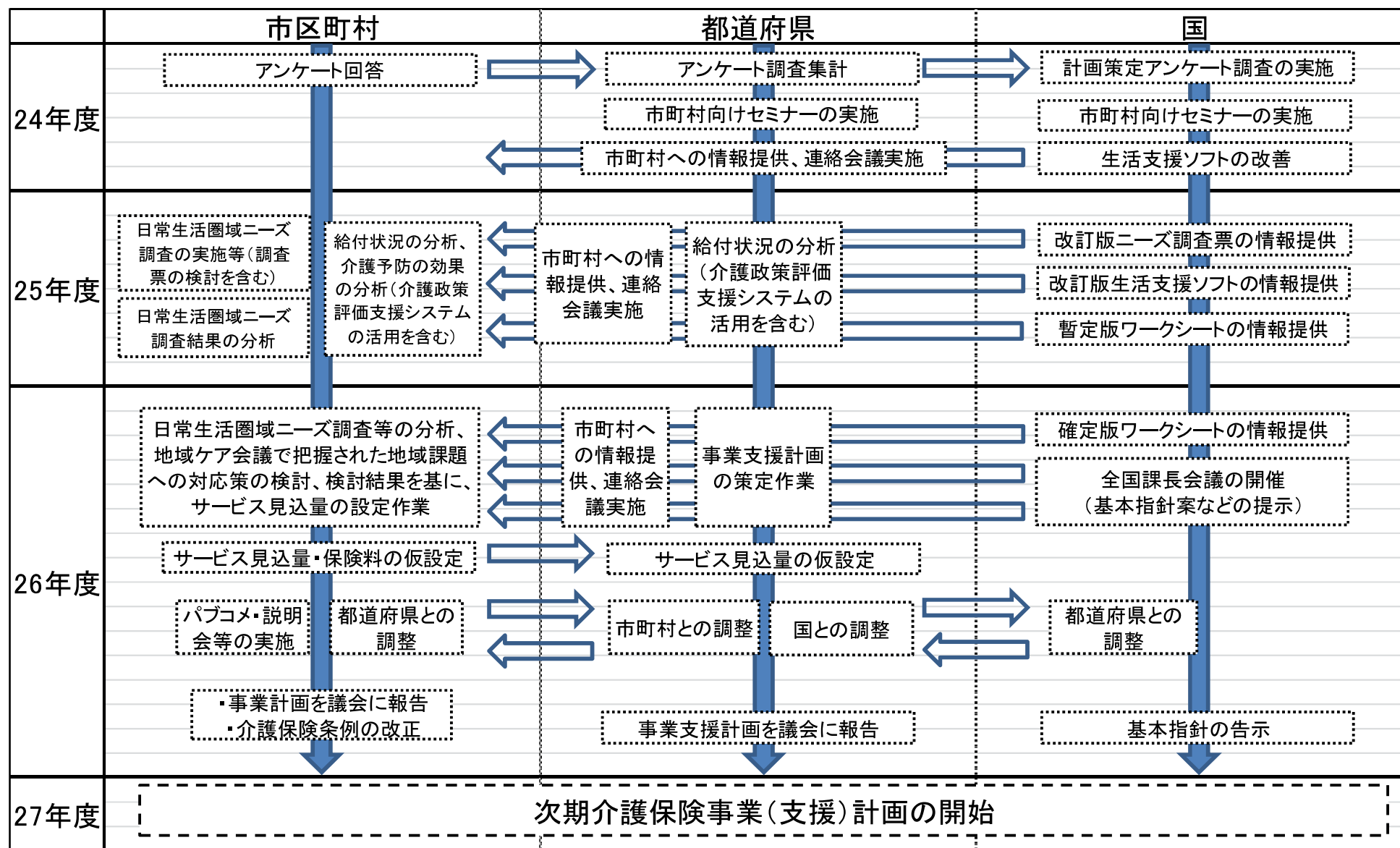
- ・介護給付適正化計画を策定するとともに、都道府県が中心となり国保連合会と連携して、市町村への支援を行う。
- ・縦覧点検・医療情報との突合に係る国保連合会への委託についても働きかけを検討する。

療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

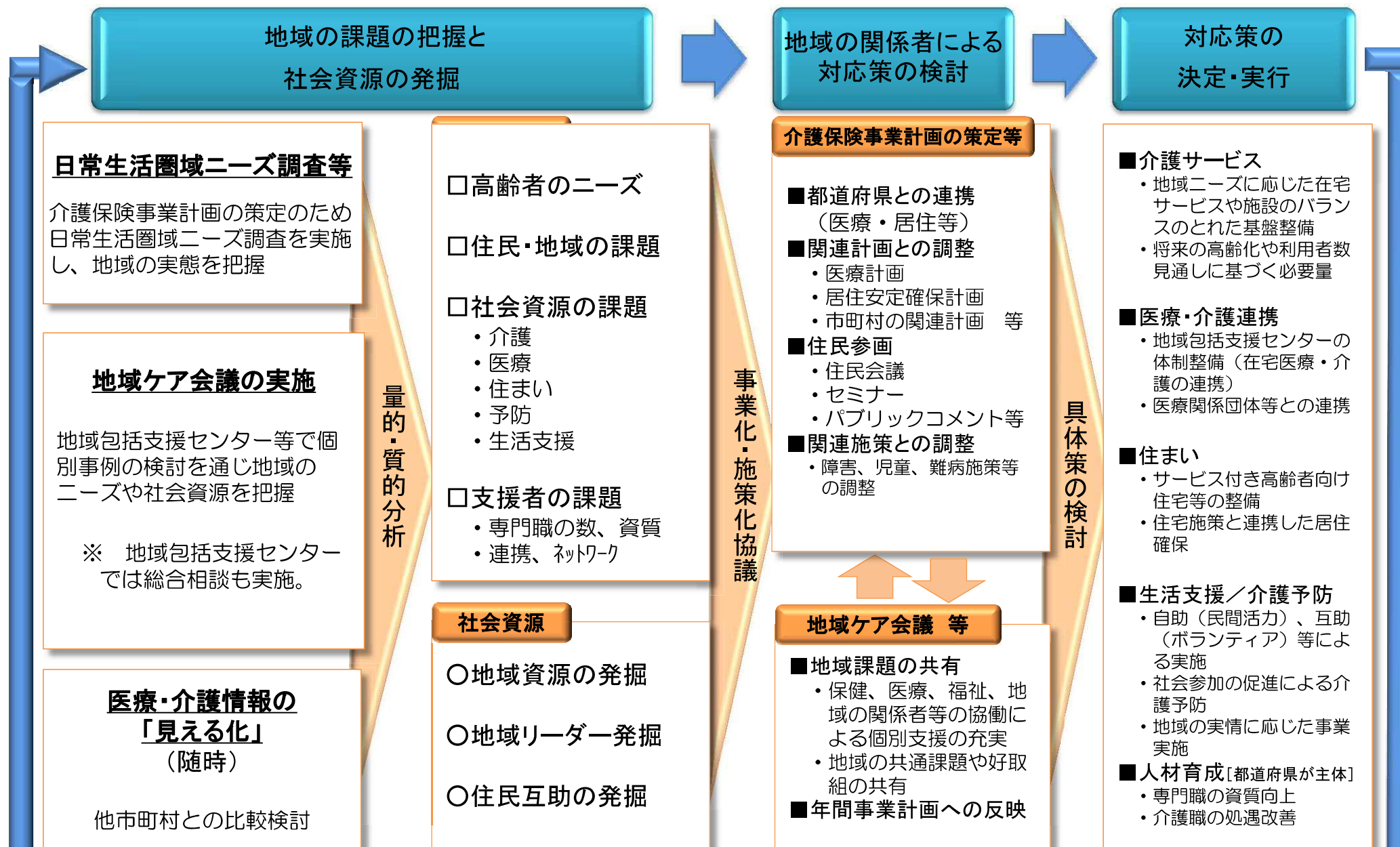
- ・指定介護療養型医療施設については、引き続き、老人保健施設等への転換を推進しつつ、平成29年度末まで転換期限を延長していることに留意する。

標準的な介護保険事業（支援）計画の策定のスケジュール

（注）第5期の標準的な流れを踏まえたイメージである。



市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)



基本的なプロセス(案)

1) 第5期の実施状況の確認・評価

第5期の実施状況について、計画での見通しとの比較確認を行い、乖離の要因を整理。
給付状況については介護保険事業状況報告のデータのほか、介護政策評価支援システムや「平成25年度試行的見える化事業」への参加による他の保険者との比較分析などを活用し、現状とともに給付状況の特徴等も把握し、地域としての課題と要因を整理。

2) 地域の抱える課題やリスクの抽出

日常生活圏域ニーズ調査等の結果データを活用して地域の抱える課題やリスクを抽出。あわせて、地域包括支援センターにおける平時の様々な業務や地域ケア会議などで明らかになっている課題を整理・分析。

3) 地域包括ケアシステムの構築に向けた目標や具体的な取組の検討

1)、2)で整理した結果や制度改正の情報等を踏まえつつ、医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実といった地域包括ケアシステム構築に向けた取組を検討。

その結果をもとに、計画策定に係る委員会などの地域の関係者と十分な意見交換を行い、具体的な取組内容にしていく。

4) サービス見込量や保険料等の推計

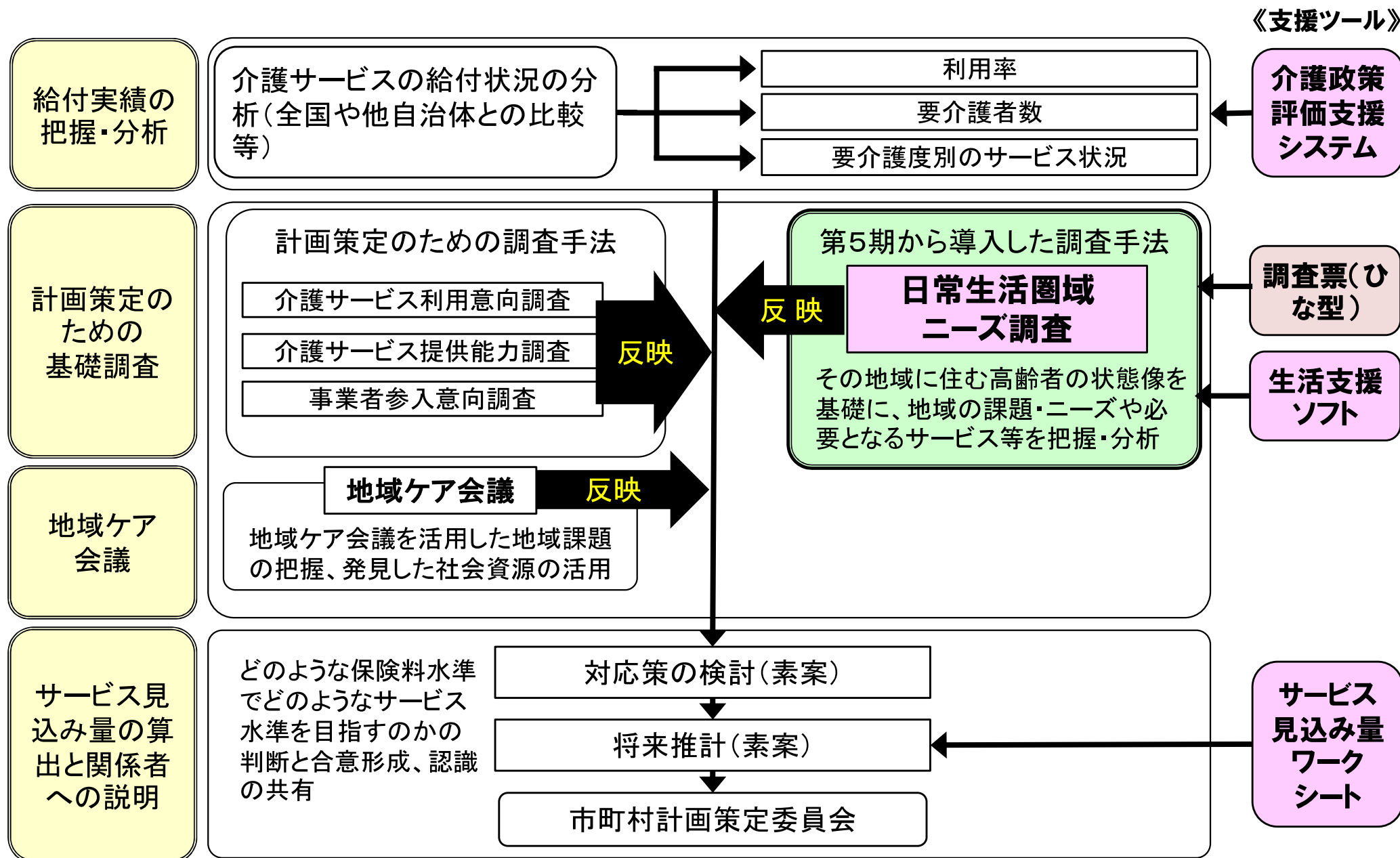
各市町村の企画部門等で保有する将来人口推計等を活用して将来の被保険者数を推計。
認定者数やサービスの見込量は、現状から想定されるサービスの見込みに加え、第6期期間中に保険者が行う施設整備の計画や医療・介護ニーズの高い高齢者を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスなどの在宅サービスの充実等、地域包括ケアシステムの構築に向け第6期期間中の保険者が行う取組の効果を想定して推計に反映。

あわせて地域密着型サービスの必要利用定員を定めるとともに、都道府県が定める施設サービス等の必要入所定員を定めるための利用者数の見込み等を整理。

5) 事業計画(案)のとりまとめ

3)、4)の作業、都道府県との調整等を踏まえ、市町村介護保険事業計画の(案)を固め、計画策定に係る委員等の地域の関係者の意見を聴くとともに、広く地域住民の意見を聴くためにパブリックコメント等を行い、3月には計画を確定させ、市町村議会への報告、ホームページへの掲載等、速やかに公表の手続きをとるとともに、都道府県に報告する。

介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール

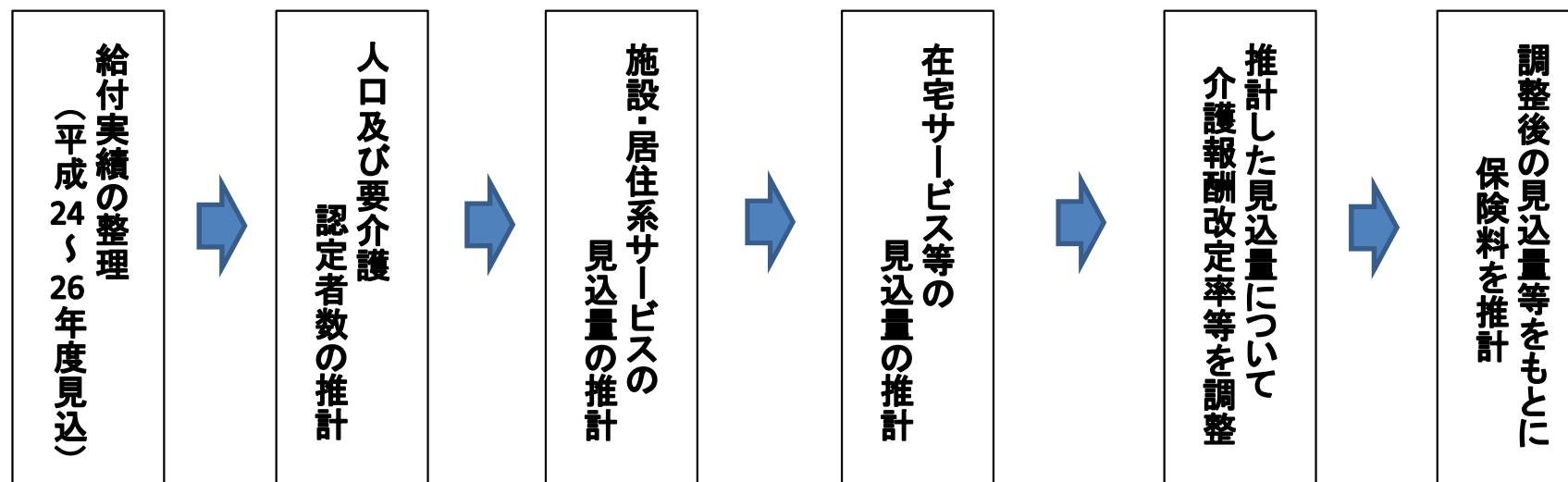


介護保険事業計画用ワークシートについて

(1) 介護保険事業計画用ワークシートとは

- 各保険者の実績値をもとに介護保険サービスの見込量やそれに基づく保険料の推計を各保険者が円滑に行うことができるよう、保険者に対する国の支援の一環として国が保険者に配布するExcelの計算シート。
- 高齢化が一段と進む平成37(2025)年に向けて地域包括ケアシステムの構築を見据えた将来推計を支援するため、推計年度は、第6期計画期間(平成27年度～平成29年度)及び平成32年度、平成37年度としている。
平成26年3月に暫定版を配布し、7月3日に確定版を配布済み。

〈 推計の流れ 〉



- 要介護認定者数、施設・居住系サービス、在宅サービスの推計に当たっては、現状の給付実績から見込まれる数値をもとに、保険者が実施する施策を反映して見込量を推計する。
(施策反映の例)
 - ・ 地域のニーズを踏まえた施設・居住系サービスの見通しを推計に反映。
 - ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス等の見通しを推計に反映。
 - ・ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の新しい総合事業への移行計画を推計に反映。

(2) 介護保険事業計画用ワークシートの特徴

(制度改正への対応)

- ① 第6期に向けて行われる制度改正に対応した内容となっています。

(自然体推計と施策反映による推計)

- ② 実績に基づく自然体の推計に、第6期期間中に保険者が取り組む施策等の効果を加味した調整(保険者が行う施策等の推計への反映)を行うことで推計することとしています。

(施策反映のポイントの提供)

- ③ 自然体の推計を行った後、保険者において行うことが期待される現状分析、課題把握、施策検討、推計への反映の視点や手順のポイント例を解説したマニュアルを提供しています。

(初の長期推計支援)

- ④ 第6期の3年間だけでなく、平成32(2020)年及び団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年も見据えた長期的な将来推計を組み込んでいます。

(認知症高齢者のサービス利用量等の推計)

- ⑤ 地域包括ケア見える化システムから得られる認知症日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者のサービス利用率を用いて認知症高齢者の将来のサービス利用者数、利用量を推計する「参考シート」を付加しています。

(介護保険事業状況報告データの活用)

- ⑥ 円滑な推計を進めるため、保険者が毎月報告している介護保険事業状況報告を実績情報として利用することとし、保険者が行う推計作業の負担を軽減しています。

(介護人材将来推計ワークシートとの連動)

- ⑦ 本ワークシートは別途、都道府県向けに配布された介護人材の将来推計のワークシートと連動しています。